【論 文】

沖縄の共同(売)店と奄美の地域商店の比較研究

―共同出資、法人格そして事業内容などを中心として―

Comparative Study of Okinawa's Community Owned Societies and Amami's Regional Shops-Focusing on Joint Ventures,

Legal Entities and Business Activities-

村上了太

Ryota MURAKAMI

【要旨】

沖縄や奄美において、生産、信用、販売そして購買の諸事業を営んできた共同店(一種の協同組合)は、地域における共同出資と共同経営によって支えられてきた。しかし、資本主義の侵襲で共同の機会が失われてきた。見方を変えれば、経営環境の変化や世代交代により、共同店のパーパスが見失われ、持続可能性に課題を残すことになった。世代交代や経営環境の変化に伴って共同の精神(すなわち紐帯)が各地で薄まることも否めず、こうした共同組織が今後どのように、市場経済の環境下で持続可能な組織となるのか、そのヒントを歴史に求めることとする。

キーワード:共同(売)店、地域商店、共同出資、法人格、新自由主義

1. はじめに

沖縄と奄美地方に点在してきた共同店(時には、「協同店」、「共同組合」や「共同売店」と称されるが、断りがない限りは「共同(売)店」を使用する。また奄美では地域商店と称する場合があるため、必要に応じて使い分ける)は、集落住民による出資、経営そして労働がなされてきた相互扶助組織である。共同店は国頭村奥(1906 年)を嚆矢としながらも、第二次世界大戦後には多様性を帯びたかたちで再発足した。

これら共同店は、集落住民が共同出資で設置し、経営にも関与してきたと解される。だが、各地の事情をより細かく見ると、個人店の経営権や資産をそのまま現物出資とする場合、共有地から生まれた果実を出資する場合や、建設作業で得られた賃金の一部を基金化する場合、そして農事奨励で得られた報奨金を原資にする場合など、地域の特性によって様々な対策が施されてきた。共同出資とは、現金や現物によるものなど多様であるが、いずれも集落において共同一致がなされた結果であるといえる。だが、共同出資とは集落の共同一致に伴って出資がなされることになり、1人1票(世帯主)の原則に基づいて様々な意思決定がなされる。だが、各世帯の事情によっては出資額に満たない場合もある。す

なわち、集落の出資可能額が共同店の設置費用を満たせるかどうかが最大の課題であり、場合によっては設置の必要性が理念で終始する場合も否定できない。では、出資額が設置費用を下回る場合は、どのように資本調達がなされたか。どこまでを共同出資として位置づけられるか、文献を読み解きながら共同店の設置に関する諸特徴を検討することが本稿の目的である。

本稿では、沖縄・奄美に点在する共同(売)店または地域商店と称される集落出資の組織がどのような経緯で設立され、どのような経営が行われ、どのように地域と係わってきたのか、「地域個性」や、経営学でいう「パーパス経営」や「共有価値の創造(Creating Shared Value)」などの諸概念を踏まえて検討し、持続可能性にも触れていくこととする。

2. 明治期および第二次世界大戦後の設置または再建の経緯

2.1 北部地域の地理的特徴

沖縄本島北部から始まった共同店は、その設立経緯が既にまとめられている。すなわち「北方の国頭郡は山地多く交通不便で農村は比較的開けていない。(中略) 昔は住民は林産物を船に積んで那覇方面に搬出して売って収入を得て自給自足的生活を続けていた。この地方をヤンバル(山原)と称し、そこから産物を積んで那覇あたりに運ぶ船をヤンバル船といって特殊の形のものである。この国頭郡地方、すなわちヤンバル地方の農村は昔から『村船』と称して一村共同の運搬船を各村とも1艘か2艘かを有している。貨幣経済の発達せぬ時代には、村の林産物、農産物を共同船に積んで那覇に持って行き、日用品と交換して持ち帰って村民に分配したものである。(中略)貨幣の流通が普及した後にも、この一村共同交換事業は続けられ、林産物、農産物の売却、日用品の購入等は一切船長に任せられてある。いわば、村船の制度は共同購入・共同販売を目的とする一種の産業組合だったのである」「とあるように、共同店が必然的に設置されることとなった。

上記の指摘にもあるように、本稿で取り上げる共同店は、1900年に制定された産業組合法にも触発されたものであると考えられるが、産業組合²の研究は主題ではないことから、その歩みは割愛する。商業の発達した那覇に比べると、国頭郡内には産業の発展に必

^{*} 本稿で引用している文献には誤植と思われる箇所が確認されている。そのため、原典も一部編集している。

¹ 有元英夫「琉球の消費組合『共同店』に就て」『産業組合』第 276 号、10-11 ページ。

² 必ずしも産業組合が本稿の主たる研究対象ではないが、共同店の設立時期に前後して全国的には産業組合運動が展開されていたことから、少なからず影響を受けたと推測される。国頭村役所『国頭村史』国頭村役所、1967 年、418 ページには、「沖縄ではその(産業組合法が発布された:筆者注)翌 1901 年 5 月那覇に設立された興銀責任沖縄購買販売組合が最初のものである国頭郡では 1905 年(明治 38)郡当局の指導により資金の融通をはかり、生産物の販路を拡張し、必需品の購買を便利にして産業の振興を期す目的で、郡内数か所に産業組合が組織された。同年には郡内唯一の株式会社国頭銀行(後の沖縄共立銀行の前身)が名護に設立された。これは日露戦争末期から急に高まった株式熱が沖縄にも及んだものであり、産業組合の設立にもつながるものであった」と記されている。また第二次世界大戦後は協同組合へとその名称が変更されるが、その表現の相違について、上田貞次郎「産業組合か協同組合か」『産業組合』第 237 号、1925 年、1-2 ページには「私の甚だ遺憾に思うのは当時の立案者がドイツ語の『産

要とされる金融機関が存在しておらず、金融が常に逼迫している状況の下、いわゆる高利貸しが跋扈していたことから、地域の産業や経済の発展が阻害されてきた³。それゆえ、産業組合の設置が必要とされ、各地に伝播することになった。この際に留意すべきは、共同店と産業組合との関係性である。1)生活防衛型の共同店として集落単位の団結による生産物の共同販売、日用品の共同購入を中心として発足した事例(奥、安田、安波、川田、慶佐次)、2)産業組合運動に触発されて発足した事例(大宜味村や旧久志村)などの2つの事例に分類される⁴。

だが、産業組合では、1) 理事者(経営に長けた人物)が不在のため、経営の方法を誤り、組合員が産業組合の理念を理解していなかったこと、2) 産業組合の区域が一村を単位として広大なため、組合員が利用する機会が少なかったこと、などを理由として事業が不振となり、いくつもの組合が解散することになったのである5。こうした組合の解散を鑑みて県は組合設立以来、主務省より講師を招聘し、県吏員を各地に派遣して講師や講話を重ね、また1913年には専任吏員を設置して奨励することとなり、概ね農村経営に関して、信用事業の他、米、塩、肥料、農機具などの購買事業、その他農産物の販売事業を兼営し、字単位と村単位の組合が半数ずつまで普及した6。

2.2 第二次世界大戦後における共同店の設立

地域によっては、終戦直後の交換経済を要する時代に交換拠点が発足した。集落に点在していた交換所を「区」⁷が統合の上、共同店として発足させた場合や、個人商店を区が買い取って共同店とする場合も見受けられるなど、その設立経緯は多様である。表1のようにまとめると、個人商店を区が買い取る事例が見受けられるが、この場合は、奥共同店と同様である。他方では、複数の交換所を統合する事例では、区の決定によって統合が推進された事例などもある。

こうした状況について「奥区共同店が、近代的資本主義的要素の侵入を契機として設立

業及経済組合』というのを短かくして『産業組合』と訳したことであります。ドイツの言語が長すぎて面白くないならばなぜ英仏の言語を採用して『協同組合』といわなかったのでしょうか。産業組合という名称はあまりに実利的物質的な響きをもっているではないか。協同組合こそ組合の高尚なる精神を示すに適してはいないか。私はこの組合運動は一種の精神運動であるという見地から好んで協同組合という名称を用いておりました」と記されており、産業組合よりも協同組合に親和性を有するという指摘もあった。

³国頭郡教育会『沖縄県国頭郡志』沖縄出版会、1919年、106ページ。

⁴ 仲間勇栄「沖縄県国頭郡奥共同店の機能に関する研究」全国農業協同組合中央会『協同組合奨励研究報告 第6 輯』1980 年、464 ページ。

⁵国頭郡教育会前掲書、106ページ。

⁶ 真境名安興『沖縄現代史』1967年、琉球新報社、270ページ。

⁷ ここでいう「区」とは町村以下の単位を示す「財産区」を表すものであり、行政区を意味するものではない。 財産区の概要は、日本本土と沖縄を比較し、法人格のない財産区として調査が行われた川瀬光義「財 産区と軍用地料」『京都府立大学学術報告(公共政策)』第12号、2020年の研究がある。軍用地料のみ ならず、例えばダム建設や海底土砂浚渫のための補償金などの受け取りにもこの財産区の役割があっ たと推察される。

されたことは、奥部落の共同体の自己防衛の一策であったと考えることが出来る。この際商業資本の担い手が、奥部落にとっては外部からの『流れ者』である太田氏であったということは重要な契機であったといえる。何故ならば共同体にありがちな外来者への不信と恐怖がこの際は共同店という具体的な形に顕現したともいえるからである。と同時に又新しい時代の流れに対する共同体の反動と反溌が自己の成員の中から出て来たこの流れの便乗者に対する徴戒という意味をもちながら私的企業否定として現われたともいえるのである。共同店設立に関する内外二つの共同体の敵に対しての戦いは、その後もたえず戦われなければならなかった」⁸という指摘もある。

2.3 第二次世界大戦後の再建そして共同の範囲

表1のように、第二世界大戦後の1947年には奥や安田が比較的早期に再建を果たし、漸次、店舗数が増大した。とりわけ安田地区に記されている交換店とは、第二次世界大戦後の「無通貨時代」(1945年)に各地で開設された物々交換の拠点のことであるが、その後通貨の流通が許されることとなり⁹、場合によっては個人経営の商店が共同店と化す事例もあり、発足経緯も多様であることが理解できる。だが、概論としては「沖縄本島上陸と同時に軍政府を樹立した米軍は、併せて金融機関を閉鎖するとともに一切の金銭取引を禁止した。これは、戦火によって生産施設はもとよりほとんどすべてのものが破壊され、したがって貨幣経済を支える経済基盤が存在しなかったためにとられた措置であった。…住民の経済取引は、米軍からの物資配給と住民間の物々交換だけであり、その交換の単位を表わす標準的な価値尺度として米国製タバコが用いられたりした」¹⁰とある。

さて、個人経営の交換所や商店を改組して共同(売)店が設立されることとなるが、共同の範囲は、例えば「狩俣購買組合規約」第4条の「組織」によると「本組合の組合員は永住の目的で字狩俣区域内に居住し、第2条の趣旨『本組合は狩俣地域社会の経済発展と組合員の相互扶助による連帯と共依存共栄の精神を培い福利推進と生活の向上をはかる事を目的とする』ことに賛同し、なお購買に協力し得る戸主をもって組織する」、第5条「加入」には「移転、分家等により加入資格が生じた者については、理事会の審査により加入せしめ総会の承認をうけて組合員となす」さらに、第6条「脱退」には「永住の目的で地域外に移転した者は、前条加入の規程に準じて処理する」¹¹と記されている。

⁸ 平恒次「琉球村落の研究」沖縄国際大学南島文化研究所『共同売店の新たなかたちを求めて』沖縄国際 大学、2020 年、15 ページ。

⁹ りゅうぎん総合研究所編『琉球銀行 70 年史』琉球銀行、2019 年、26-27 ページ。

¹⁰ 同上書、26-27 ページ。

¹¹ 狩俣購買組合創立 60 周年記念事業実行委員会『金の生る木 ―60 年の歩み―』シモジ印刷、2009 年、74 ページ。

集落名	設立年	経 緯	摘 要
奥	1947	奥生産組合として発足。1953年に奥共同店へ改称	
安田	1948	物々交換を目的とする 45 人で発足させた交換店が 5-6 箇所あり、米軍統治下に個人店の発足の可能性があっ たため、区に事業部を設けて全交換店を吸収した	
安波	1952	個人経営の店舗が2箇所あり、それらを合併して共同店とした	
謝敷	1951	開業後1年で閉鎖し、それ以後6年間、個人経営の 店舗が設置された	
比地	1951	区民の要望により、個人店の経営権と商品を 23,000 円で譲り受けて共同店を開設した	
宜名真	1952	個人経営の酒造所が終戦後まもなく現れ、そこから の酒の供給が近隣共同店の資本蓄積の根源となった	2023 年現在、酒造所 は閉業

表 1 第二次世界大戦後における国頭村内での設立状況

注:再建期に奥共同店の記述が存在しないため、次ページの内容から追記した。

出典: 奥のあゆみ刊行委員会『字誌 奥のあゆみ』1986年、96-98ページ、国頭村役所『国頭村史』国頭村役所、1967年、578-579ページ、『泡盛新聞』(https://awamori-news.co.jp/awamori_yomoyama_82_awamori-syuzousyo-going-out-of-business-story_prologue/:2023年6月22日)。

3. 資本調達

3.1 集落ごとの諸特徴と類型化

共同店とはいえ、組織化するに当たっての資本金が必要である。この資本金の調達法もまた各地で多様であるが、比較的資料が残されている国頭村を事例として、その事例から主に5点の類型化が可能である。まず、個人店の継承事例としての奥が指摘できる。一時期産業組合への組織替えや奥生産組合への名称変更が行われたものの、早期に共同店を復活させた。また、安田の事例では、物々交換を目的とした交換店と資本主義の侵襲が懸念されたため、安田区が全ての交換店を吸収の上、「協同店」が設置された。また、安波や比地のように個人経営の店舗を区が継承して共同店化した事例などである。

そして表 2 に示したように、1) 借入金については、農業協同組合や個人からの借り入れなどが行われ、2) 既存の個人商店の経営権や商品を引き継いで資本調達し、3) 集落の杣山から伐採された木材を販売して資本金とし、4) 酒類や家畜の販売で得られた利益を蓄積してきたこと、5) 補助金の剰余金を蓄積して原山勝負(はるやましょうぶ、ハルヤマスーブ) 12 などで得られた報奨金を活用したこと、など多種多様である。

¹² 原山勝負について 2 点の補足を行う。真境名安興『沖縄現代史』琉球新報社、1967 年、242-243 ページによると「原勝負の起源は、文化 11 年(皇紀 2474 年)(1811 年:筆者注)の頃、島尻郡豊見城間切に於て行はれしといふ節ありて、其成績佳良なりしにより、更に林野を附加し、之を『原山勝負』と称するに至れり」と記されている。また、恩納村の事例としては、字誌編集発行事業スタッフ編『恩納字誌』字恩納自治会、2007 年、143 ページによると「廃藩置県後、琉球独特の原山勝負が農林業奨励に有効だとし、1899 年(明治 32) 県はあらためて原山勝負の規定を設けて、農業奨励に力をいれた。昭和になり経済更生計画が立てられると、その一環として実施された … 審査項目は田畑の耕作方法、作物の生育状況、雑草の有無、農道の掃除、肥料置場の構造、屋敷地の掃除、山林の管理状態などであった。村の吏員や、村内各小学校の農業の教員が審査員になり、各ムラをめぐり、田畑・山林の管理状態、堆肥・厩肥の積み上げ量等を採点し、年に一度定められた日に村民を集めて原山勝負差分式がおこなわれた」とある。

まず 1) については、奥の事例は既にいくつかの研究でも指摘されているとおり、集落内に存在した個人商店(集落内には 2 店舗あり、その 1 店舗が対象)の経営権が集落に委譲されたことに伴い共同所有化=共同店化した事例である。別の店舗は引き続き経営を続け、1919 年まで共同店と個人商店が併存した。

上記のように様々な方法で資本調達がなされたことが理解できる。では、実際にはどのような資本調達であったのだろうか。事例研究として資料が残されている浜共同店を取り上げてみる。1921年2月時点では、浜共同店は、1)290円、2)一手販売した酒類販売資金450円の計740円で設置されたのだが、他には国頭村産業組合からの借入金があり、同年7月には浜第2組から資本金として100円、そして第1組から同じく40円の借り入れが行われた13。また、1980年代の調査時点における各店舗の出資金は、表3の通りである。個別に見てみると、出資金額が明示されていない事例、団体が株主になれる事例、本籍を集落に有しながら集落外の居住者でも準組合員として認められる事例そして出資の口数に幅を持たせた事例があるように多種多様であることが改めて理解できる。特に口数が記載されていない事例は先述の通り、共有地からの果実他をもって充当されたと考えられる。

表 2 資本調達

資本調達方法	該当集落	摘 要
借入金	奥、謝敷、半地、 浜	奥:個人商店の経営権と商品の譲渡と銀行からの借り入れ 謝敷:農協から借り入れ 半地:個人から借り入れ 浜:銀行からの借り入れと集落の基本金
株主の出資	安 波、辺 戸、 宜名真、辺土 名、桃原、比 地	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
字の財産	与那、奥間	与那:集落所有の土地から伐採した木材を販売して基金化 奥間:集落所有地を売却して基金化
事業の利益を積み立て	辺野喜、佐手、 伊 地、 宇 良、 鏡地	辺野喜:宜名真から仕入れた酒類を個人に委託販売し、その利益と伊平屋から仕入れた豚の売上高を基金化 佐手:労働に出た賃金と宜名真から仕入れた酒類の売上高を基金化伊地:集落が資本を提供して個人に経営託し、後に共同店を独立宇良:奥間ビーチの作業に出た賃金を基金化鏡地:酒類の利益と村からの配当
補助金の剰余金	安田、楚洲、宇嘉	安田: 群島政府設立後、堤防工事、堆肥原料助成などに受けた助成事業費の剰余を基金化 楚洲: 原山勝負(農事奨励法)のための堆肥補助費の剰余を基金化 宇嘉: 戦後の住宅新築補助金の残額を基金化

出典:国頭村役所『国頭村史』国頭村役所、1967年、581-583ページ。

¹³ 宮城栄昌「共同店資料 - 国頭村浜共同店沿革誌 -」『南島文化』沖縄国際大学、第2号、2ページ。なお、後述するように、仮にこの資本金額よりも国頭村産業組合の借入金(集落外という関係からすれば出資金とはいえない)の額が大きければ、株主以上に発言力が増してくるのではないかと考えられる。

表 3 1980 年時点の出資金

店舗	出 資 者	出 資 金	脱 退	備考
宜名真	当共同店は宜名真区内に住 居を有する区民をもって組 織し無限責任とする	記載なし		第6条
安田	1) 字安田に現住所を有する 者 2) 加入者は1人1口	1 人 500 円	集落外への 転出か死亡 (脱退金 500 円)	第 26 条と第 27 条
与那	与那に居住する者をもって 組織する	株員の家族は自然加入(加入金なし)その他は金2ドル		第2条と第7条
田嘉里	字田嘉里内に在住する出資 者をもって組織	1 口 1 ドル 総人口に 2 口を乗ずる		第4条と第5条
喜如嘉	字喜如嘉に住所を有する個 人か団体	個人は家族1人につき1ロ 団体は 10 口以上 1ロ1ドル		第5条、第6条 および第11条
大兼久	字大兼久に住所を有する個 人及び団体	家族1人1口 団体組合員は任意株数 1株 500円	字外への転 出または死 亡または解 散	
塩屋	塩屋区4班と5班	1組合員1口	届出制	第 4 条、 第 5 条、 第 32 条
車	高江 2 班	各戸1口	株主の転出	第7条
宮城	宮城区に在住し行政費を負 担している者全員	500株のうち200株は宮城区 組合員は1株から5株		第10条
川田	正組合員:地区内居住者の個人で利用が適当と認められた世帯主 準組合員:本籍が当地区にあり、他の市町村居住者	正組合員 150 株のうち 50 株以上を払い込んだもの 準組合員:50 株以上	届出制	第7条
平良	平良集落一円	当区に居住する世帯主 1組合員 30 ロ 1口1ドル	届出制	第7条、第8条、 第9条、第10条本 組合は東村農業協 同組合への加入義 務
嘉陽	記載なし	1 口 1 ドル、20 口まで	届出制	第8条、第30条、 第31条

注:カッコ()内は各店の規約もしくは類似の規定の条項である

出典:安仁屋政昭「共同店資料」『地域研究シリーズ1』沖縄国際大学、1980年、166-205ページ。

3.2 本土復帰前後の状況

本土復帰直前の調査によると、国頭村内では、表4のような規模となっている。共同出資に加えて借入や商品販売によって調達できる規模も地域によっても多様である。これらの資本金が共同店の建設費用や運転資金を賄いきれないと見込まれる場合は、増資か集落外の個人や組織(銀行や農業協同組合などの金融機関)からの支援を受けることになる。

加えて、無法人格状態と債権/債務の関係は、共同店内外の2つに分けることができる。 前者の場合は、出資者と経営者の関係に加えて債権/債務の関係が生まれる状態であるが、

この制度もまた経営危機に陥る要因の1つとなる可能性があることから、信用売買の廃止 が決議されることもある14。後者の場合は、法人格を有さない状態での融資は共同(売) 店ではなく、個人に対して行われる。仮に株主から選抜された責任者(主任)の責任は、 その在任期間中という限定された条件下でなされるのではなく、返済が完了するまでの全 ての期間に責任が生じることと理解される。

定款に定められた出資については、上記のような多様な資本調達も影響を受けたと思わ れるが、「全共同店とも年齢無制限の人口株で組織されている。創立当初加入金を徴収し たところは少数で、ほとんどが徴収していない。(中略)辺野喜は定款上では徴収するこ とになっていたが、徴収しなかった。新加入については出生や他部落から嫁にきたものを 自然加入させるところが大部分で、加入金を徴収するところは3箇所に過ぎない。安田で はかつて資本金を全株主で均分した2分の1を負担させていたが、現在では全く徴収して いない。他部落からの転入者の加入についても無制限で、大部分が加入金を徴収していな い。佐手だけは形式的に部落常会にはかっているが加入金は徴収していない」¹⁵ と記され ている。

安波 11,000	安田 6,000	楚洲 3,000	奥 14,000	辺戸 5,900
宜名真 7,000	宇嘉 4,500	辺野喜 7,000	佐手 3,800	謝敷 6,200
与那 5,000	伊地 6,000	宇良 1,300	辺土名 15,600	桃原 10,000
奥間 11,200	鏡地 5,000	比地 8,900	半地 3,100	浜 12,000

表 4 1971 年度末の資本金

注1:単位はドル。注2:楚洲と宇嘉は不動産を含む。 出典:国頭村史「くんじゃん」編さん委員会編『村制施行百周年記念 くんじゃん―国頭村近現代のあゆみ―』 国頭村役場、2016年、390ページ。

4. 共同店と法人格

4.1 共同店設置の必然性

沖縄本島北部で生まれた共同店は、共同店を自発的に発生せざるを得ない、いわば必然 性が社会経済的背景にあったといえる。昨今注目されている社会的連帯経済が集落単位で 展開せざるを得なかったことは、次の記述からもうかがえよう。

「共同店の先例をつくった国頭郡地域から見ていくことにしよう。国頭村、大宜味村、 東村、旧久志村、旧羽地村、今帰仁村、恩納村などに共同店が設置されるには、それなり の社会的な背景があった。これらの地域は、経済の中心地から隔絶した僻遠の地であった。

¹⁴ この点について、小正貴大「"協同"を基盤とする組織形態の多様性とその展望-共同売店の経営分析 を中心に一」『生活協同組合研究』生協総合研究所、Vol.559、2022 年 8 月号、61 ページには、1) 信用 売買の廃止、2) 商品回転率の改善、3) 営業時間変更による経費削減、4) セールの実施やチラシの配布 等による販促活動の対策がなされていると記されている。1) の点以外も含めた経営改革を見る限り、 共同(売)店の存続は、経済性にも目が向けられることとなり、私企業の論理に接近すると考えられる。 15 国頭村役所前掲書、1967年、579-580ページ。

道路網は未整備であり、昭和10年代に入ってようやく西海岸の塩屋湾まで自動車の通行 が出来るようになったくらいであるから、明治大正期における中南部との交通はもっぱら 山原船にたよった。主要な産物である林産物は、国頭・大宜味の西海岸地帯から山原船で 那覇へ運ばれ、国頭、東、久志の東海岸地帯からは泡瀬・与那原方面へと運ばれた。生産 資材の購入、日常生活用品の調達もこの山原船に依存した。ところで、この山原船の運航 は、ほとんどが平安座、泡瀬、与那原、那覇などの外来の商人に握られ、それに加えて鹿 児島系、大阪系の寄留商人の活動もさかんであった。その典型が平安座船である。平安座 船は、道之島と沖縄本島北部海岸地域を往来した交易船であるが、ときには種子島、屋久島、 鹿児島、壱岐、対馬まで北上したという。平安座船は寄港地も取引相手も特定している場 合が多く、喜界島、奄美大島、徳之島、沖永良部島、与論島、国頭村、東村、久志村、金 武村が主要な取引先であった。平安座船は、泡盛と日用雑貨を積んで山原にいたり、用材 や薪を積んで南下するもの、さらに山原の用材、薪、藍玉を積みこんで北上するものがあっ た。奄美諸島からは牛や豚を積んで伊平屋島、伊是名島、国頭村東海岸、本部半島、那覇、 山原の東海岸一帯、泡瀬、与那原、馬天などに寄港した。このようにして山原船の所有者 たちは山原の経済を支配し、次第に主要な部落で町屋(商店)を経営し、農民の林産物売 却代金をそっくり町屋に吸収する仕組みを作りあげていった。部落の大半の者が町屋に従 属するようになっていたのが明治末期の実態であった。このような窮地にあった各部落で は、外来の商人に対抗して生活を防衛する方策を考えなければならなかった。部落単位の 団結によって生産物を共同販売し、日用雑貨を共同購入しようというものである。共同店 または共同売店と呼ばれるものがそれである」16と記されている。

要約すれば労働以外の生産手段を有する寄留商人が交通不便な集落から収奪を繰り返し、集落住民の不満は鬱積し続けた結果、寄留商人と対等な関係を構築する必要性に駆られて集落住民が山原船ほかの共同施設を所有することとなったのである。

4.2 経済支配と行政指導

概して共同店とは法人格を有さない組織であることも特徴の1つである。そのような流れの中で、狩俣購買組合は株式会社狩俣マッチャーズへと改組した希有な事例であると指摘できる¹⁷。ここでは、法人格を必要としないままに各地に広まったのか、それとも法人格が認められなかったのか、次の指摘に着目したい。「共同店は実質的には生活協同組合でありながら、法人組織としては認められず共同店の運営責任者である売店主任の個人名義で登録し、個人商店と同じ扱いをうけてきた。行政はこの点をたくみにつき、

 $^{^{16}}$ 安仁屋政昭・玉城隆雄・堂前亮平「共同店と村落共同体(2)」『南島文化』沖縄国際大学、第 5 号、 1983 年、 $^{178-179}$ ページ。

¹⁷ 狩俣マッチャーズの事例は、村上了太「集落所有の共同店の機能的変遷:資本主義の侵襲と共同体との相克、そして再興の可能性」『経済論集』沖縄国際大学、第14巻第1号、2023年、23-40ページを参照されたい。

共同店を解散させ産業組合に移行させるべく指導を強めたが、各部落共同店は、これに強く反発し、部落住民総体の生活互助組織として今日まで守り続けてきている」¹⁸ と記されている。

法人格の必要性は往々にして説かれていたものと考えられるが、産業組合と類似点を有しつつ共同店との最大の相違は、「お上のもの」か「われらのもの」という集落住民にとっての距離感並びに構成員の組織状況にある。まさに行政と集落との相克の結果であったとも理解される。しかし次第に軍国化の様相を色濃くしていき、産業組合化が進んだ。

他方では、共同(売)店と類似した組織である、奄美の地域商店は、1910年代の発足以来、大棚商店と宇検商店が組織化された後、1960年代に株式会社化された。1910年代の発足当時、全国的には産業組合の設置数が増加する時期でもあったことから、その運動の影響を受けた設置とも指摘されうる。表5が示すとおり、1市町村に対して1組織に至る産業組合が設置されるほど普及していた時期であったことが理解できる。

また1960年代における沖縄は本土復帰前であるとともに、奄美では「復興計画」(1954 年~ 1963 年) ¹⁹ のさなかにあり、なにがしかの動きがあったと推察される。同じ推察の 域を出ないにせよ、「大棚商店が購買組合から株式会社へ転換した理由は定かではない。 奄美大島が戦後アメリカの占領下だった影響で、大和村ではアメリカ軍が持ち込んだ設備 を用いて村営の電気事業を行っていたことから、アメリカのビジネス手法として株式会社 概念が流入したことが影響していた可能性や、戦後、産業組合法下の購買組合は国内法の 建付けでは存在しない一方、生協法では設立に300人を要したことから、旧法(産業組合 法) からの法人が必要となるタイミングで、生協法人としての法人格取得が困難であった という消極的理由により株式会社立を選択した可能性もある」20 という指摘もあるが、よ り説得力があるのは入会林野と法人格そして地域商店の関係性である。すなわち、「この 会社(芦検商店)は、日常必需品の販売を目的とするもので、部落有入会林野の経営管理 は少なくとも設立当初は会社の事業として考えられていなかった。(中略)、部落が部落有 入会林野(芦検農事実行組合所有名義)において第三者と分収造林契約を締結にするにあ たり、地上権を競って言い登記する必要があったため、右林野を株式会社芦検商店に移転 登記し、土地所有名義人芦検商店と造林者とが地上権設定契約を締結し、造林者のために 地上権を設定登記した。部落としては、実質的には部落有林に地上権を設定登記するため に会社の名義を借りたのであり、形式的には部落有林の一部を、部落の住民で構成される

¹⁸ 安仁屋政昭・玉城隆雄・堂前亮平前掲論文、180ページ。

¹⁹ これに関しては、皆村武一「奄美群島振興開発事業と奄美経済社会の変容」『島嶼研究』日本島嶼学会、第3号、2002 年を参照されたい。

²⁰ 小正前掲論文、注 9。先述の沖縄における「共同店」から「協同店」への表記の変更もしくは表記を用いた(戦後の)新設という意味においても、米軍統治の時代(大型商業資本の襲来)に向けた動きがあったように、奄美の地域商店にもアメリカの影響があったことは否めないと指摘できる。ただし、ここでも奄美と沖縄の「法人格」導入の可否を巡る地域の意思決定に相違点が見いだされる。

会社に所有権を移転したにすぎないのである」²¹とあり、地域商店の法人化推進というよりも、造林者との取引のために入会林野に地上権を設定する必要があり、入会に類似した地域商店に法人格が加えられたのである。

表 5 1910 年前半の産業組合の設置数

	組合数	市町村数	対比割合
1911年	8,663	12,388	69.9
1912 年	9,683	12,382	78.2
1913年	10,455	12,354	84.6
1914 年	11,160	12,342	90.4
1915 年	11,509	12,329	93.3

出典: 『読売新聞』1916年11月11日

5. 諸商品と共同店-資本蓄積から規制対象へ-

5.1 酒類や家畜販売による資本蓄積

酒類と共同店の関係は複数の側面から説明が可能である。すなわち、1) 酒類販売による利益を独占できること、2) 飲酒に絡んだ家庭不和(いわゆる DV も含む)を解消することができること、3) 治安維持機能を持つこと、などである ²²。酒類の地域独占販売体制は共同店の持続的発展を企図した捉え方である。見方を変えれば共同店の持続を可能とさせるヒントが内包されている一方、前章で見てきた酒類との関係は資本蓄積への貢献という側面もある。すなわち、共同出資が集落で実現したとしても、世帯もしくは住民を基礎単位とした出資可能な出資金と共同店の店舗建設のための費用が決してイコールでは結びつけられない場合、各地では先述の表 2 のように資本金の増額が講じられてきた。そうした中で、集落に酒造所がある集落、または酒造所がないものの近隣の集落では酒類販売による利益を出資金の一部に充当することや、他地域から仕入れた家畜(特に、ブタ)の販売収益も充当されるなどしてきた。

このようなことから酒販売の規制と共同体による利益の独占を企図した共同店が生まれ、「いわば村共同体による酒販売店が各地に発生したのである。しかしこの酒販売共同店が、字恩納では産業組合設立の起因となっている」²³ との指摘もある。このように共同店設置に果たした酒類販売の役割は、ひいては産業組合の設置に至ることを鑑みても、看過し得ない存在であったといえる。

5.2 販路拡大から規制対象へ

酒類の販売による基金積み立てには、もちろん負の側面が存在することも否めない。す

²¹ 中尾英俊『奄美大島における入会林野 I 』私製図書、1967 年、139 ページ。

²² 仲松弥秀編『恩納字誌』恩納村役場、1980年、221ページ。

²³ 同上書、222 ページ。

なわち酒類販売の激化に伴って、家庭不和や健康被害などの影響が懸念され、そして集落では社会問題と化したのである。こうした課題を解消するために必要な組織が共同(売)店であったことも否めない。すなわち酒類販売で資本調達をしながらも、その酒類を規制するために「酒販売を野放しにせず、村共同体が一手に握ること、そして量並びに時間の制限をすることである。冠婚・葬祭・祝事の場合は、区長の許可によって制限からはずされるのであった。この方法は村共同体として一石二鳥の利があった。その一つは酒による家庭のイザコザを縮小させる。二として治安維持が保つ。三として酒販売による利益を一手に握るなどである。(中略)いわば村共同体による酒販売店が各地に発生したのである。然しこの酒販売共同店が、字恩納では産業組合設立の起因となっている」24 ことから、酒類販売の拡大と規制の中で共同(売)店の果たした役割は小さくはない。

こうした規制の動向は他の地域の事例からうかがえる。すなわち「(大宜味:筆者注)村内では酒の販売は禁止であったが、羽地村や国頭村では自由にかえたのである。夜になると、羽地村の源河や、国頭村の浜にでかけてこっそり酒を買い、のんでいたという。後になると、闇で酒を売り歩く者もでたという。当時石油は一斗缶に入れて売っていたので、その石油売りに化けて酒を売っていたということである。禁酒運動は2カ年程度続いたが、なし崩し的な状態で運動は途絶えてしまった」²⁵。

5.3 生活必需品販売の受け皿としての法人格

地域商店に端を発する奄美ではこの商品販売には、法人格の取得を余儀なくされたことが指摘されなければならない。すなわち表6でまとめたとおり、行政主導か地域主導かは不明にせよ、共同財産に対して奄美では一部では「株式会社」化が浸透しており、なおかつ第二次世界大戦後の生活必需品の取引にはなにがしかの法人格を必要とした事例もあるが、それが地域商店の全容とはいえず、法人格を有していない事例も見受けられる²⁶。芦検集落では戦前の産業組合の芦検購買部を母体とした芦検商店が設置されることとなったが、法人格の取得には、1)専売品(塩やタバコ)の販売に必要であったこと、2)入会林野における地上権の設定のためには、入会に関連している地域商店を母体することが合理

²⁴ 同上書、1980年、221-222ページ。

²⁵ 大宜味村史編集委員会編『大宜味村史 ―通史編―』大宜味村、1979 年、123-124 ページ。

²⁶ 中尾英俊前掲書、117 ページによれば「当村(宇検村:筆者注)には13の部落がある(いずれも旧村)が、このうち部落住民の共同経営による商店がある。そしてそのうちには株式会社の形態を取っているものが6商店あるのは注目される。この、部落住民共同経営の商店の機能は一般に見られる農協の購買部と同じである、当村の農協は不振で各部落に購買部をおいていないので、個人商店のない部落では部落住民で商店を経営し、部落住民の日常生活必需品、農業用必需品等の販売を行っている。これらの商品の中には旧産業会時代の購買部をそのまま引き継いだものもある。現在、芦検商店、宇検商店等といずれも部落の名を冠しているが、会社組織にしたのは、法人格を有しないと専売品を取り扱うためだといわれている(そうだとすれば9商店中、残る3商店がなぜ法人組織をとらないのかが問題となるが、この点明らかでない)。なお、芦検部落の株式会社芦検商店は部落有入会分野の一部を所有している」と記されており、地域商店と法人格の関係性が決して同一ではなく、むしろ入会林野と法人格の関係性の延長に地域商店が位置づけられるのではないかと推察される。

的であったこと、という2つの理由があったからである27。

他方、沖縄では、米軍統治時代を挟み、なおかつ右肩上がりの経済構造(人口増による 購買力の増大を含めて)が法人格の必要性を希薄化させたと考えられる。また、入会権に 関していえば、先述の区の存在が指摘されなければならない。概して財産区が共有地から の果実などを管理する組織、さらに生活に必要な事業を営む組織が共同店であり、両者と もに独立採算制が導入されてきたことから、集落全体の組織構造における共同店の役割を 理解するする必要がある。ここに奄美と沖縄の法人格を巡る、明確な差異が生まれたもの と考えられる。

ただし、法人格の有無は別としても、生活に必要な財・サービスを提供することは、共同店の使命である。これがパーパス経営にも関連する一方で、生産、信用、販売そして購買の機能を通して、共有価値の創造が維持されてきたと指摘できる。

沖 縄 奄 美 名称 共同店、共同売店、協同店、協同売店ほか 地域商店 法人格 大棚商店や芦検商店などは株式会社 一部を除いて、基本は無法人格 理由 1) 戦前の法人格は行政からの「産業組合」(1) 第二次世界大戦後の早い段階に共有財 化の指導に対する抵抗 産の株式会社化が進む 2) 1) 以降、右肩上がりの経済の下で集落 | 2) 戦後において専売品取り扱い、そして では1)の必要性が希薄化 入会地の株式会社化、そして地上権の設 定とともに共有財産としての地域商店 は株式会社化

表 6 沖縄と奄美の共同(売)店(地域商店)の比較考察

出典:筆者作成。

6. 事業内容

6.1 収益

共同店のパーパスは、概して組合員の経済状態の改善と生活文化の向上、福利の増進にあり、それらの目的を達成するために、生活物資の供給、農林水産物の集荷販売、生産資材の供給、共同利用施設の設置、福祉育英事業、字行政への寄与、信用事業などを行うこ

²⁷ 同上書、138-139 ページによれば「戦前当部落には商店がなく、産業組合購買部が部落住民の日常必需品を供給していた。産業組合が農業会に統合されても実際に変りなかったが、終戦後アメリカ軍の占領下におかれるようになって、農業会は事実上解体し、購買部の運営も不可能となった。その結果住民の日常生活に不便を来たしたので、昭和25年に東部落住民中有志3、4名が出資して芦検商店を設立し、日常品販売事業をはじめた。これが現在の芦検商店のはじまりであるが、その建物は旧農業会購買部の事業もひきついだ。... この芦検商店は、実態が農協購買部の如きものであったから、部落による経営が謳われ、部落住民もこの商店に出資加入し、組合的経営が行われた。然し、この商店は実質的に組合であって法人格を有しなかったため、専売品を取扱うことができなかった。そこで商店を法人化することが必要となり、部落の役員が協議した結果、株式会社を設立することになった。昭和36年部落役員7名が発起人となり株式会社芦検商店を設立し、同年7月25日設立登記を完了した」とある。推察の域を超えることはないが、大棚商店も1961年に法人化されたことを踏まえると芦検商店とほぼ同じ設立背景があり、法人化が進められたと考えられる。さらに入会林野における地上権設定にあたり、入会に類似した地域商店に法人格を与えたことも法人格を必要とした理由の1つでもある。

ととなっている²⁸。また店舗によっては、酒類の販売と購買と販売、日用諸雑貨の購買と販売、株主の生産品の委託販売、林産物とパインの集荷と検査、林産物の購買、野菜の委託販売、マイクロバスとトラックの運送、茶園経営そして精米所などの諸事業が営まれていた²⁹。すなわち共同店とは、公助と私助には重複しない/重複できない事業領域でなおかつ集落が必要であると認められた分野の事業を行う組織であることが理解できる。それ故にこれまで述べたとおり、共同店と共同売店との機能的差異が指摘されなければならない。

表7のように、共同(売)店が様々な事業を行ってきながら、社会経済情勢の変化によって、その事業が小売事業に特化する場合、また琉球政府の時代、また本土復帰などの時代の変革にも影響を受けて、各地では「共同売店」、「協同店」、「協同売店」などの多様な名称が用いられ、また表8の⑤のように所有や出資形態よりも「集落の店」として任意共同売店30も存在することから、組織としても多様であることが理解できる。「任意共同売店とは部落全体のコンセンサスによって部落の共同店としてではなく、その一部が任意に設立し、自主的に運営しているのが、任意共同店である」³¹と記されている。この一部というところに「協同」を用いた理由があるといえる。

さらに表9に示した芦検商店の場合も、生活に必要なあらゆる事業が行われており、共同店の機能を有しているといえる。また共同店ではあるが、「現在この会社の社員(=株主)は約100名であり、全て部落住民であるが、部落住民が全て株主であるわけではない。住民中の入会権者でも株主でない者がいる」32とあるように、集落住民の全会一致を伴っていない事例があることを踏まえると、「協同店」の表現に近いのではないかと指摘される。

²⁸ 安仁屋政昭「共同店資料」『地域研究シリーズ No.1』沖縄国際大学、1980 年、165 ページ。

²⁹ 国頭村役所前掲書、583 ページ。

³⁰ 任意共同売店とは、共同出資や協同出資を伴わないが、「集落の店」として位置づけられる。

³¹ 安仁屋政昭・玉城隆雄・堂前亮平前掲論文、199 ページ。なお、2023 年現在、沖縄県内には、あざま共同売店(個人経営の店舗)、漢那共同売店(宜野座村漢那区の設置による個人への業務委託)、石垣島共同売店((有)宮城菓子店と(有)下地黒糖加工所による共同経営:2023年10月2日確認済み)や比川共同売店(与那国町比川地域共同売店の設置及び管理に関する条例に基づく設置で、指定管理者への指定)などがその事例である。形式論としては、共同労働はもちろんのこと、共同出資や共同経営すら行われていないことから、厳密には共同(売)店とは言いがたい。しかし「我々の店」という点では、共同(売)店の機能を果たしている。また、あざま共同売店は、『琉球新報』2023年5月20日によると、「あざま共同売店ファンクラブ」を立ち上げ、再開費用の調達のためクラウドファンディングを利用して資金を募った。集落出資の共同(売)店との共通項で言えば、趣旨に賛同した仮想空間上のコミュニティからの支援がなされたと指摘できる。

³² 中尾前掲書、143 ページ。

表 7 規約などに定められた各共同店の事業内容

集落名	事業内容	摘要
宜名真	1. 食糧品並日用雑貨の購入販売 2. 農産物の集荷販売 3. 家畜の購入販売並屠殺販売 4. 林産物の集荷販売 5. 酒類の小売販売 6. 運送業の取扱 7. 電気事業並親子ラジオの取扱 8. 区経費の援助並公共団体への援助 9. 其の他当共同店の目的に属する事業	宜名真共同店規約第4条
安田	 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置 組合員の生活する物資の運搬加工貯蔵又は販売 組合員の生活状態の改善向上を図るための教育又は農村の生活及び文化の改善に関する施設 公民館活動及び保育所等の共同設置利用 育英事業 その他共同利益に関係ある各種事業 造林その他 	安田協同組合定款第2条
与那	1. 株員の生活必需品及び農業生産機具・農薬・肥料の購入販売 2. 株員の生産物の集荷・依託・販売 3. 其の他必要な事業を行なう	与那共同店規約第4条
田嘉里	1. 組合員の必要な生活物資及び生産資材の取扱い 2. 村農業協同組合より委託された事業 3. その他組合員の必要と認める事業	田嘉里共同組合規約第3条
喜如嘉	1. 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給 2. 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置 3. 組合員の生産する物資の運搬加工貯蔵又は販売 4. 農村の生活及文化の改善に関する施設 5. 前各号に附帯する事業	喜如嘉共同組合規約第3条
大兼久	1. 組合員の必要な生活物資の供給及び生産資材の取扱い 2. 村農業協同組合より委託された事業 3. その他組合員の必要と認めた事業	大兼久共同組合規約第3条
塩屋	1. 共同店の新設並びに拡張 2. 日用雑貨品、食料、衣類、農具其の他物品の購買販売 3. 事業資金の借入斡旋 4. 商業資金の借入斡旋 5. 農産物、加工品の販売斡旋 6. 其の他必要なる事項	塩屋共同組合規約第8条
車	1. 住民の生活に必要な物資の仕入販売 2. 農産物の仕入販売	車共同店定款第2条
宮城	1. 輸入諸物資の適正販売 2. 農産物販売加工並に生産 3. 農業用資材及生活必需品の購買販売加工各種製造 4. 農林産物及購買物資の輸送 5. 農業用利用設備 6. 農林業に従事する者の福利増進 7. 家畜の販売斡旋並に屠殺販売 8. 其の他の事業	宮城区共同組合規約第3条
川田	1. 組合員の生活に必要な物資の供給 2. 組合員の生産する農林水産物の集荷販売 3. 組合員の共同利用施設の設置 4. 組合員の農林漁業に必要な資材の供給 5. その他組合員に必要な事業	川田共同組合定款第2条
平良	本組合の事業は購買事業その他必要の事業とする。	東村平良共同組合定款第2 条
嘉陽	共同店は其の目的を達するため左の事業を行う 1. 農業用資材及生活必需物資の購買、生産物の販売	嘉陽共同組合定款第3条

注:原典を要約している。 出典:表3と同じ。

表8 沖縄の共同(売)店の名称と事業内容による分類

名 称	事業内容	摘要
①共同店	生産、信用、購買および販売を中心とした、 集落で必要とされる事業全般	海上・陸上輸送も担った
②共同売店	ゲマインシャフトの意識を残しながら、 法令等の規制を受けて販売事業に重きを 置くようになった形態	販売事業に特化
③協同店	①を基本としつつ、第二次次世界大戦後 の交換所の統合により設置されたアメリ 力世を意識した組織改革を志向	
④協同売店	③を基本としつつ、商品販売事業に特化 した組織	
⑤任意共同(売)店	②または④を基本に設置された組織	協同組合、共同組合(売店)、 共同スーパー、個人経営の共 同売店、そして条例に基づく 共同売店など「集落の店」と 認知されている場合

出典:安仁屋政明・玉城隆雄・堂前亮平「共同店と村落共同体(2)」『南島文化』沖縄国際大学、第5号、1983年、および筆者追加・編集。

表 9 芦検商店の定款(概要)

- 1. 生活必需品の売買
- 2. 生産物資の加工及び販売
- 3. 共同施設の利用に必要な事業
- 4. 薬事法による薬品の販売
- 5. 陸上運送業
- 6. 精米業
- 7. 各種酒類の小売販売
- 8. 右各項に附着関連する一切の事業

出典:中尾英俊『奄美大島における入会林野 I 』私製図書、1967年、140ページ。

6.2 支出(貸付も含む)

たとえば、戦後の辺野喜共同店での事業は、1)学校敷地の購入(1952年、2.5万B円)、2)電気部設置支出(1956年、1.5万B円)、3)分校オルガン購入(1957年、100ドル)、4)米寿祝賀(1960年、100ドル)、5)農道地元負担金(1964年、700ドル)、6)村営発電所建設分担金(1965年、30ドル)、7)水道施設建設試飲負担(1965年、613ドル)、8)エーヤー工事費(1983年、3.8万円)等区民全体係る共通・共有財産や教育事業、集落行事、祭祀施設といった分野に支出されており、村落また共同体の一体感に支えられた『我々の店』、『自分たちの店』として今日においても区民の生活を支え続けている」³³と記されており、学校関連の敷地や備品、そして祭祀に関連する拠出を見ても日常の経済活動を通して、共有財産の拡大ならびに補修などが行われていた。

^{33「}字辺野喜」編集委員会『字誌 辺野喜』国頭村辺野喜区、1998 年、69 ページ。なお、一部表記を編集している。また、津波高志他『沖縄国頭の村落≪上巻≫』新星図書出版、1982 年、66 ページによると「旧4月のアバシバレーという祭祀は、部落北西の海岸、エーヤと呼ばれる場所で行った」と記されていることから、この祭祀施設の建設費は共同店から拠出されたと考えられる。

国頭村全体では、「PTA や幼稚園に補助金を出し、男女青年や生徒の競技会出場、老人会・婦人会の慰安旅行にも拠出している。 育英資金の補助及び貸し付けなども行っているものもある。 辺野喜の定款案にみえる『教育・農村生活・文化改善の施設・公民館・保育所の共同設置・育英事業』を実行している」 34 ことを鑑みると、行政機関の補助的役割も担わせてきたといえる。

上記の経常的な補助事業の他には、共同施設の建設まで共同店の事業が及んでいること にも言及する必要がある。すなわち、定款案に記された辺野喜以外でも、公民館の建設の ために必要な資金が高等弁務官資金 35 や共同店から拠出されている。

7. 共同体の社会的連帯と経営の自主性

さて、共同(売)店が集落の総意に近い状態で設置、運営されてきたことから、集落の社会的連帯がなしえた結果であることが認められ、その理念と現実(特に出資という意味において)に乖離が生ずる場合、集落外との連帯も実現されたといえる。1人(もしくは世帯)1票という平等性の原則がありつつも、この集落外との連帯が何を意味するか、若干の理論的考察を加えることにする。

共同出資と共同経営の環境の下、選挙や互選によって経営者が選出されるという仕組みに加えて集落住民の消費によって地域の経済循環が確立されたとはいえ、この右肩上がりを前提とする所与の条件が次第に失われつつあることは、共同出資や共同経営にもなにがしの影響が及ぶと懸念される。理由としては、共同出資に限界があり、店舗の設置費用に不足がある場合(すなわち自己資本比率が相対的に低い場合)、共同出資の対象が拡大せざるを得ない。経営の自主性を貫くとすれば、借入金以外の選択肢をとることとなる。逆に借入金となると、いわゆるメインバンク制と同じ方式となり、債権/債務よりも資本/賃労働の関係が強まる可能性があることから、ここに経営の自主性との乖離が生ずる場合があると考えられる。共同(売)店という自立した組織から、債権者とのパワーバランスが崩れた組織に転換させるとすれば、私企業と同じ構造にならざるを得ない。

共同(売)店ともその性質が近似している生活協同組合においてもこうした指摘は可能である。すなわち、2007年の生協法改正の際に「相互扶助を強く打ち出すと市場の競争に勝てない。事業を発展させようとすると、組合員以外の利用を促すなど協同組合の色合いが薄まってしまう。これではゲゼルシャフト=会社と変わらない。また、生活協同組合は、組合員の私的利益を追求する組織である。しかし、今、公共性が求められている。生協が新しい事業を展開するとき、社会貢献が一番の原則になる」36と指摘されている。共

³⁴ 国頭村役所前掲書、583 ページ。

³⁵ 高等弁務官資金の詳細は、池宮城秀正「GARIOA 後の琉球列島に対する米国援助」『政経論叢』明治大学、第73 巻第5・6号、2005 年、および宮城修「米国統治下の親米与党の形成過程:高等弁務官資金を中心に」『経済環境研究』沖縄国際大学、第5巻、2015 年などを参照されたい。

^{36『}読売新聞』2007年10月3日。

同(売)店に新規事業を担わせるには経営体力の課題が残されるが、公共性を持たせた組織は不変であることから、集落住民のために事業展開を続けることが社会貢献であるという、パーパスの再認識も重要な論点になるであろう。

8. まとめ-共同(売)店のパーパス経営に関連させて-

まず共同店の発足の背景には、既存商店からの利活用のほか、新規の資本調達など、様々な事例があることが理解できた。中には、労働賃金を基金化して資本調達する事例もあった。多くの場合は、自己資金とその不足分も自らの共同労働他の収入で確保する事例が見られた。また、不足分が生じた場合は、農協、篤志家、高等弁務官(本土復帰前)からの融資や資金提供があったことも確認された。集落外からの出資は不可能であるが、それでも店舗建設資金が不足する場合は、融資を余儀なくされた事例もある。その融資を必要とする以前から、共同(売)店の法人化を望んだ事例からは「産業組合か否か」という二択に追いやられ、集落外との連帯には拒絶反応が生じたことから、法人格を持たないまま経営が続けられ、融資を必要とする場合は、個人名義での契約を余儀なくされた。地域商店においては、特に第二次世界大戦後の造林者と入会林野との関係性から法人格が取得され、契約に臨んだ事例があった。しかしこれは入会林野における地上権設定や専売品の取り扱いのため、複合的な理由により法人格を取得した事例も一部にはあるが、地域商店全てではなかったことにも留意が必要である。

形式論でいえば、共同出資とは、地域特性や環境変化にも影響を受けながら多様な発展を遂げてきた。形式論こそ相違点を見つけることが可能ではあったが、それぞれの集落に求められるものは「集落の店」という点である。さらにいえば、この「集落の店」という意識に紐帯の強さを見て取れるが、様々な環境変化(外的要因のみならず、内的要因も指摘されなければならないによって様相を異にし、経営危機に瀕していることも指摘したい。

そもそも地域課題(資本主義の侵襲に対する防衛策や生活物資の調達のための利便性など、それぞれの時代背景によって変化し続ける諸課題)を解消することは、見方を変えれば共有価値の創造にも相通じる。地域の共有価値が創造されながら共同(売)店は自立を果たしてきたし、時には酒類販売の規制という役割も担ってきた。しかしこのような多様な機能や存在意義が失われつつあることは、新自由主義の影響を受けての結果であることもまた事実である。

最後に、いくつもの文献から読み解ける事実、そして事実と事実を結びつけるための推察など含めて本稿の帰結を述べるとすれば、共同(売)店や地域商店は、各地における資本主義(とりわけ商人資本主義)の侵襲に応じて設置され、あらゆる側面(定款、配当そして事業内容など)で変貌を遂げてきた。しかし、資本主義が新自由主義(グローバルな市場経済)へと様相を変化させてきた昨今、地域個性は否定されてきたこともまた事実である。